

株式会社日本政策金融公庫・その他政府系金融機関等で
借り入れされた融資用

◆ 京丹後市経営力向上企業支援利子補給制度 ◆

京丹後市経営力向上企業支援利子補給制度は、市内の中小企業者等の方が、経営力を向上させるための設備投資にかかる資金を金融機関から借り入れられ、その利子を支払われた場合に、支払った利子の一部を予算の範囲内で補助する制度です。

対象は以下のとおりとなりますので、よくご確認ください。

対象となる方

つきのすべてに該当する中小企業者等の方です。

- ① 市内に住所を有する個人事業者(市外で事業を行う場合は、京丹後市税条例第23条第1項の規定に基づく市民税の納税義務者等)又は市内に所在地を有する法人事業者であること。
- ② 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第17条第1項に規定する経営力向上計画(以下「経営力向上計画」という。)で主務大臣の認定を受けた事業者であること。
- ③ 京都信用保証協会の保証対象業種を現に営んでいること。
- ④ 市税等(市税・延滞金及び督促手数料)の滞納がないこと。
- ⑤ 市内に支店又は支所を有する民間金融機関、又は政府系金融機関から補給の対象となる融資を受けていること。

対象となる融資

経営力向上計画の認定を受けた後に、経営力を向上させるための設備投資にかかる資金融資制度

対象となる利子

令和7年1月1日から令和7年12月31日に支払った利子

補給対象融資の算入限度額

利子補給の対象となる融資の額(融資残額)は、1億1,000万円です。

補給率と補給限度額

【補給期間】 初回利子支払月から起算して60月となる月の末日まで

【補給率】 借入利率のうち0.1%

【補給限度額】 1事業者あたり年20万円

申請書類及び方法

- ① 京丹後市利子補給金申請書(株式会社日本政策金融公庫・政府系金融機関等用)
 - ② 「経営力向上計画に係る認定申請書(別紙経営力向上計画を含む)」の写し、及び「経営力向上計画に係る認定について(認定通知書)」の写し
 - ③ 日本政策金融公庫の場合:「利息支払証明書」及び「お支払済額明細書」の写し
商工組合中央金庫の場合:金融機関の押印がある「融資元帳」
- ①②③の書類を、商工振興課(網野町網野385-1ら・ぽーと2階)又は市民局(網野市民局を除く)へご提出ください。
なお、対象となる借入が複数ある場合は、対象融資ごとに提出して下さい。

申請受付期間 令和8年1月5日(月)～1月30日(金)

お問い合わせ先 京丹後市 商工観光部 商工振興課(69-0440)